

## 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして、1958 年の国民健康保険法によって制度化されています。

現在、国民健康保険の加入者は、高齢者や非正規雇用労働者の加入などが増え、事実上、低所得者で他の医療保険に加入できない人々の医療保険になっています。加入者の状況を見ると、所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難となる世帯が増え続けています。滞納世帯には厳しい制裁措置がとられ、特に熊本市では約 2 万世帯に発行されている短期保険証の更新ができず、9000 近い世帯が無保険状態になっています。保険証のない世帯は、病気になっても病院にかかることができず、手遅れとなる深刻な事例が相次いでいます。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めています。ところが、過去には市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合が 5 割を超えていたものが、現在ではその約半分の 25%程度にまで減り、保険料に大きく影響してします。

国民皆保険制度のもと、すべての国民が安心して必要な医療が受けられるようにするためにも、社会保障制度としての国民健康保険制度を堅持することが必要です。国においては、国庫負担を増額し、国民健康保険制度の安定した運営を図っていただくよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2010年9月 日

熊本市議会

各宛 1 通